

第4回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

1 日 時 平成24年6月28日（木曜日）
午後2時30分～午後4時30分

2 会 場 研修棟第2研修室

3 出席者

（委員会） 池 村 好 道 委員

石 塚 博 史 〃

小 松 大 秀 〃

斎 藤 純 一 〃

高 橋 秀 晴 〃

藤 盛 節 子 〃

古 谷 薫 〃

渡 辺 英 夫 〃

※石塚委員は途中から出席

（事務局） 総務部副理事兼文書法制課長 中 島 修

文書法制課参事 嶋 貢

〃 副参事 西 谷 隆

〃 主席主査 澤 田 石 真

〃 主席主査 熊 谷 みゆき

〃 主席主査 越 後 谷 優

〃 主査 佐 藤 康 直

〃 主事 小 野 俊 和

〃 主事 佐 野 景 一

4 案件

- (1) 案件① 第3回検討委員会会議録について
- (2) 案件② 第3回検討委員会での検討指示事項について
- (3) 案件③ 条例案の概要等について
- (4) その他

第4回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

- 事務局(熊谷) | ただいまから、第4回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会を開催する。進行は、要綱に基づいて池村会長にお願いしたいと思う。なお、閉会時刻は、おおむね午後5時とするので協力をお願いする。
- 池村会長 | それでは、本日の議事に入る。議事の(1)案件①「第3回検討委員会会議録について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | (案件①に基づき説明)
- 池村会長 | 修正について2点の説明があったが、これで良いか。
それでは、説明のとおり第3回検討委員会会議録について修正を行い、その上で承認したものとする。
- 池村会長 | 次に、議事の(2)案件②「第3回検討委員会での検討指示事項について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | (案件②に基づき説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
ないようなので、説明のとおり承認したものとする。
- 池村会長 | 次に、議事(3)案件③「条例案の概要等について」事務局から説明願う。まず、前回の委員会で次回検討事項としていた第21条および第22条について一括して説明を願う。
- 事務局(澤田石) | (「秋田市公文書管理条例（仮称）案の概要等について」に基づき、「不服申立ておよび公文書管理委員会への諮問」および「情報公開条例の準用」について説明)
- 池村会長 | 第21条についての説明に対し、質問、意見はあるか。
- 小松委員 | 以前の職場も様々な資料を保有しており、情報公開の請求に対し開示できないということになると、不服申立てがなされる場合があった。国にもここでいう公文書管理委員会のようなものがあるが、開催される頻度が極めて低い。そのため、クレームが放置されてしまい、機能不全に陥っているという指摘が相当数あった。秋田市で

は、機能不全に陥らないようにするための具体的方策は何か考えているのか。

事務局(中島) 現行では、情報公開制度における開示不開示の決定に対する不服申立てというものがある。事案の困難さにもよるが、半年以内に不服申立てに対する応答をするように努めている。放置に対しては、不作為の異議申立てをすることも可能である。文書法制課から指導を行い不服申立てを放置することのないようにしたいと思う。国の場合は相当数の事案を抱えていると思われるが、秋田市が抱えている事案がそれほどのものとは思えないため、早期に決定を出す体制は整えられると考えている。

池村会長 大変重要な指摘だ。利用請求権を与えておきながら、権利の実現が遅々として進まないというのは不都合だ。不服審査も含めてスピーディーに対応していただきたい。

池村会長 国の場合、公文書館が管理する文書、行政機関が管理する文書および独立行政法人が管理する文書があるが、いずれの場合も異議申立てで足りるという判断をしている。つまり、不服申立ての範囲にまでは拡大していない。それに対して、今説明いただいた案は、不服申立てとなっており、実際には別として、審査請求の利用もあり得るという認識といえる。一方で、管理を行い、利用請求に応じるのは市長のみのはずだ。そのため、決裁権の委任がない限り、審査請求が行われることはないように思われる。委任等を予定している事情があるのか。

事務局(嶋) そのとおりだと思う。委任等がなければ、不服申立ての範囲にまで拡大して規定する必要はないと思う。精査が足りなかった。

池村会長 再度検討していただきたい。

池村会長 ほかになければ、第22条についての説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員 特定歴史公文書等の場合、目録に基づいて閲覧申請をすることになるが、第16条で見せることができないと規定されているものについても目録に掲載されるのか。

事務局(中島) 最近は注意しているが、個人名などが簿冊の名称になっている場合もあるので、目録そのものが見せられない場合も想定される。

渡辺委員 そうすると、市民の立場からすれば、文書の存在自体が公になっていないということにならないか。

池村会長 目録から個人情報が含まれていることが確認できるかという話だ。

事務局(中島) 個人情報等を消すことで、文書そのものが不存在になるとすれば、工夫が必要だと思う。個人情報等以外の部分については存在を示すし、個人情報等のみの場合は不存在にならないようにする配慮が必要だと思う。存否応答拒否のように文書の存在自体を示すことができない場合もあるが、できるだけ文書の存在を示すように工夫しながら目録を作成したいと考えている。

池村会長 質問と回答に若干のずれがあるように思う。目録には、適切な利用に資するために必要な事項を盛り込むことになっているが、それはどの程度なのかというのが質問の趣旨だ。

事務局(嶋) 目録を具体的にどのように作成するかは今後の検討事項となる。
なお、逐条解説の308ページの右側最下段に利用制限についての記載例がある。存否応答拒否については判断がつきかねるところだが、一般的にはこのような形で利用可能な部分の有無を表記しながら目録が作られるものとする。

渡辺委員 対象の文書は全部目録になる。利用の可否および程度も目録に記載される。そのため、不服がでるということで間違いはないか。

事務局(嶋) そのとおりだ。

渡辺委員 プライバシーの問題が念頭にあるのかもしれないが、文書の劣化具合に基づく利用制限についても記載をお願いしたい。

事務局(嶋) 了解した。

池村会長 ほかにないか。
ないようなので、第28条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (資料の差し替えを行った後、「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「公文書管理委員会の設置」について説明)

池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	規定のポイント(2)の「公文書の管理に関する重要な事項」とは、利用や目録の作成公表なども含めた広義の管理なのか。それとも、管理の範囲を限定的に考える狭義の管理なのか。
事務局(中島)	広い意味での管理と認識している。文書の作成取得から廃棄に至るまでの全ての過程を含めて管理であると認識している。
池村会長	管理についてはそれで問題ないが、規定のポイントの(1)と(2)の関係はどうなっているのか。(1)が条例上権限とされているものについてであり、(2)はいわゆる建議の機能を有するものということか。(2)は、条例上権限が付与されていなくても、制度運用上の重要事項については意見を述べるができるとするものに見えるが。
事務局(中島)	条文化されている事項のほかにも運用上重要事項が出てくる可能性がある。その際は、諮問して意見をもらい反映させる意図がある。 また、諮問という形式ではなく、意見を求めるという形式で審査会に審議検討を委ねる場合がある。重要な事項の解釈によるが、意見を求めるという運用もあり得ると思う。
池村会長	情報公開条例第20条第2項と足並みをそろえたものといえる。諮問を行わないまでも、意見を述べるのが適切である場合には、調査審議を行い意見を述べるということによろしいか。
事務局(中島)	そのような認識だ。
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、第29条について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「公文書管理委員会への諮問」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
斎藤委員	規定のポイント(1)イに「特定歴史公文書等を廃棄」と書かれている。市長は、公文書管理委員会が残すべきだと判断したものは、事実上残さなければならないということか。

事務局(中島) 公文書管理委員会の答申等について尊重しなければならないという独自の規定を設けている。残すべきであるという公文書管理委員会の答申があれば、原則として答申を最大限尊重して残すことになる。

斎藤委員 特定歴史公文書等に関しては、公文書管理委員会の判断を待たずに、市長の判断のみで廃棄されることはないということか。

事務局(中島) そういうことになると思われる。

渡辺委員 規定のポイント(1)イは、保存期間の満了した公文書を廃棄しようとするときは公文書管理委員会に諮問しなければならないとしている。条例施行後は、文書の取扱いについて作成段階で職員が決定していくことになる。歴史公文書とならず保存期間満了後に廃棄する場合、公文書管理委員会に諮問する必要があるということか。

事務局(嶋) 公文書管理ファイルに歴史公文書であるとの記載がないものであっても、時の経過などによって歴史的に重要なものになる可能性がある。そのため、保存期間満了後に市長が単独で廃棄することについて判断が必要である可能性があり、公文書管理委員会に諮問して決めることとしている。

渡辺委員 30年および10年保存文書については良い制度になると思うが、保存期間が短い文書についてはどうだろうか。膨大な文書量になると思うが、公文書管理委員会が十分に機能を果たせるのか。

事務局(嶋) 全部ではないが、現行の5年文書、10年文書などの永年でない文書も、担当者が経験則上歴史的に重要であると判断したものは、廃棄の前に簿冊ごと保管するという取扱いを要綱に基づいて行っている。大量ではあるかもしれないが、可能な限り行っていきたいと考えている。

池村会長 ほかにないか。
ないようなので、第30条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「資料の提出等の求め」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

池村会長	実施機関に対してだけ求めることができるという規定になっているが、これで十分だろうか。地方独立行政法人から移管された文書の廃棄を考える場合に、当該地方独立行政法人の意見等を求める必要はないのか。公文書の廃棄であるから、市長は公文書管理委員会に諮問することになるが、その場合の資料提出は市長を経由して行われることになるのか。
事務局(嶋)	国の法律を参考に作成したというのが正直なところであり、そこまでの想定はできていなかった。地方独立行政法人という独立した機関に対してどのくらいの要求ができるのかということも考慮しなければならないが、文書の引受けがある以上、地方独立行政法人に対して意見を求めることがないとはいえないと思われる。
池村会長	第29条にもあったように、行政委員会や地方独立行政法人の独自性は、ある程度認める必要がある。公文書管理委員会が意見を必要とする場合、市長を経由せずに直接意見を求めることができても良いように思う。検討していただきたい。
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、第31条について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「意識の高揚を図るための施策の実施」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	解説・論点に「点検・監査」とあるが、何を点検・監査するのか。文書からは明らかでないため、想定している内容を教えてほしい。
事務局(澤田石)	文書の管理状況の点検・監査を想定している。現在、各部の次長によって、簿冊のとじ方は正しいか、簿冊に索引が付けられているか、3年以前の文書は書庫に移されているかなどの点検が行われており、このような点検・監査を想定している。
斎藤委員	本条のようなものは、通常条例に盛り込むものなのか。目的規定がしっかりしていれば、当然のこととされるのではないか。
事務局(中島)	一般的には、条例に規定されることはまれであると思う。公文書の管理に対する意識が一定の水準に達してほしいという願望の表れ

だ。市民共有の知的資源である公文書を適正に管理していくのだということを職員に自覚させるための根拠規定となる。また、長の変更は左右されない一定水準の普遍的な点検・検査を期待するものでもある。

池村会長 条例の趣旨の貫徹という観点からすればそのような説明になると思う。もっとも、単純に考えれば、この条例は行政作用法的な側面と行政組織法的な側面を有しているということにならないか。

また、意識の高揚と点検・監査の実施というのは、直接には結びつかないのではないか。むしろ、点検・監査というのは、第9条と結びつくのではないか。意識の高揚であれば意識の高揚に限定して規定するのが論理的ではないか。検討してほしい。

池村会長 ほかにないか。

ないようなので、第32条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「研修」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

高橋委員 第31条と第32条は重複している部分があるように思う。もう少し条文を整理できる気がする。第31条と第32条を別々に規定した意図があれば教えてほしい。

事務局(中島) 第31条は、条例に規定することで、風化させることなく公文書に関する意識の高揚を図るための施策の実施を続けていきたいという趣旨だ。第32条は、公文書の管理に関する技術を職員に身につかせようとするものであり、条例の趣旨に合致した文書の作成から廃棄までの仕組みを理解させるための規定になる。

高橋委員 第31条と比べ、第32条は具体性に欠けるが、研修の具体的内容について規定する必要はないのか。

事務局(中島) 研修の具体的内容は、予算などの都合から、一概にいけない部分がある。そのため、柔軟性を持った規定となっている。

池村会長 第31条の施策の具体的内容は、しっかり検討してほしい。

藤盛委員 公文書の管理に関する職員の意識の高揚は、市民の公文書の管理

に関する理解と表裏の関係にあるのではないか。市民の意識を高め
ないことには、職員の意識の高揚も難しいと考える。市民へのPR
や周知に関する規定は盛り込まなくてよいのか。

事務局(中島) 第35条に制度の周知という規定がある。今の発言から、順番が逆
ではなかったかという気もしているが、こちらが市民に対するPR
の規定となっている。職員の意識の高揚と、市民へのPRが表裏の
関係にあることは十分認識している。

藤盛委員 周知の規定が先に来るべきではないか。通常このような順番で規
定されることは理解しているが、形式のみならず実質的にも並び替
えることに意味があるのではないか。

事務局(中島) 職員の意識の高揚がなければ、PRも実効性に欠けるのではない
かという配慮がある。まず、内部の体制を固めてからPRを行うと
いう形にしてある。もっとも、実際には並行して行わなければならない
場合もある。条文の順序に関しては、事務局の今後の検討事項
にさせていただきたい。

藤盛委員 一般的な周知の規定では、ほかの制度の運用と同様の取扱いにな
ってしまうのではないか。本条例における周知は、もっと別の位置
づけが必要だと思う。

池村会長 市民の利用権に関する規定の後に制度の周知を図る規定を置くこ
ともできるのではないかという指摘だ。

事務局(中島) 雑則ではなく、関連する規定やその後ろに挿入できないかとい
うことも含めて検討させていただきたい。

渡辺委員 公文書等の管理に関する研修については分かったが、歴史公文書
等の保存および移管に関する研修はどのようなになるのか。

事務局(中島) 現在、国立公文書館で、歴史公文書等に関する研修会が行われて
おり、当課の歴史資料担当の職員が受講した実績もある。予算との
兼ね合いだが、このような研修を活用し、知識の習得に努め、他の
職員にも周知を行い、適切な歴史公文書等の取扱いができる体制を
固めていきたい。

池村会長 それでは、第33条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
池村会長	実施機関の統廃合まで気を遣わなければならないものか。国の行政機関の場合は、組織の見直しとして省庁の再編成などがあり、引継ぎ等を適切に行う必要がある。市の場合は、そこまで大がかりな見直しがあるとは考えにくいだが、考慮する必要があるのか。
事務局(嶋)	滅多にないことではあるが、企業が廃止した際の残務を市が引き受けたことが過去にあった。実施機関を超えた引継ぎは、理論上あり得る。国の法律に合わせてやや過大な記述になってしまったが、可能性があるため考慮する必要がある。
高橋委員	小中学校や大学等の統廃合もこの規定の対象となるのか。
事務局(嶋)	小中学校の業務の大部分は、県の職員によって、県のルールや予算で行われており、給与も県から出ているなど、所管が県の方にある。そのため、本条例で対応できるか分からない。検討の必要がある。例えば、小学校同士が合併すると、実務上は統合後存続する学校に文書も含め全てが引き継がれることになっているが、現段階では何とも言えない。
高橋委員	他の都市では、学校の統合の際に文書が消失又は散逸してしまったことがあった。そのため、秋田市でも明文化して意識付けすることが重要だ。この規定は是非取り入れて実践していただきたい。
渡辺委員	秋田市がかつて運営していた市営バスが無くなったことも、実施機関の廃止という扱いなのか。
事務局(嶋)	公営企業の廃止の扱いになる。
渡辺委員	その場合も、市営バスの文書は、行政としてどこかで引き継いでいくことになるのか。
事務局(嶋)	そのとおりだ。現在も行われている。
池村会長	要するに、規模の大小にかかわらず、行政組織の再編後も適切な

文書管理が行われるようにすべきだという趣旨であれば良い。条文をどのような表現にするかは、難しいと思う。

事務局(中島) 本市において、実施機関の統廃合時に公文書が適切に引き継がれていなかったことがあったので、そのようなことがないようにする意図で本規定を設けた。行政組織が時代背景に応じて統廃合等することがあり得るので、小中学校の統廃合や公の施設の廃止などにも配慮しつつ、文書の不適切な管理を防止することを目的とする規定だ。逐条解説も作成する予定であり、その辺りを強調できるよう解説を工夫したい。

池村会長 組織の見直し後も文書の散逸等がないようにすべきだという趣旨の規定だ。今回の案は、国の法律に引っ張られて大げさな規定になっていると思う。

藤盛委員 指定管理者に指定された場合、その団体は実施機関となるのか。

事務局(嶋) 公的団体となる。第33条の対象ではないが、移管を受けたりするのでそれなりの対応はできると思う。

池村会長 それでは、第34条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「公的団体の文書管理」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
ないようなので、第35条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「制度の周知」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
ないようなので、第36条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「委任」について説明)

池村会長 それでは、附則第1項について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づ

	き、「施行期日」について説明)
池村会長	それでは、附則第2項について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(資料1「永年文書の取扱い」に基づき、プロジェクターで説明。併せて、「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「経過措置」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	規定のポイント(3)に「当分の間、作成を行わないとすることができる」とあるが、解説・論点では「当分の間は、順次、計画的に目録の作成の作業を進めていく」とある。解説・論点の表現が実態だと思うが、規定のポイントの記述は職員が自分たちを擁護するような記述に見える。いずれの記述でも目録の作成を順次進めていくことには変わりはない。分かりやすい解説・論点の記述に統一してはどうか。
事務局(嶋)	確かに、こちらの都合に合わせた記述に見える。しかし、本項は、本則で義務付けられているものを、やらなくてよいとするものであり、このような記述になったものだ。もっとも、外見上は義務の回避に見えるため、実態の説明を解説・論点に記述した。
藤盛委員	本項にかかわらず、条文の文言が本当に適切かどうかは、是非精査してほしい。公文書を取り巻く人が変わっても、普遍的に作用するルールを作成し、公文書を残していくという視点は大切だと考える。
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、附則第3項について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「検討」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
石塚委員	必要があれば、その都度、内容の見直しを検討すべきだと思う。施行後5年を目途として検討することに根拠はあるのか。
事務局(中島)	実際の運用状況がある程度見る必要があり、公文書管理法の附則

も5年を目途としていることから、5年がひとつの区切りだと考えている。もつとも、目途である以上、必要性に応じて5年以内の改正を検討する余地もあると考えている。いずれにせよ、遅くとも5年以内に改正の必要性を検討するという趣旨だ。

池村会長 5年を目途とすることに確たる根拠はないと思う。見直しは随時行うことになるだろう。法改正に追随した安易な改正ではなく、法改正の内容と本市の事情を勘案しながら見直しを進める必要がある。見直しが必要なのは明らかだが、具体的な年数を掲げるのか、掲げるとすれば何年とするのが適当か、改めて事務局側で検討していただきたい。

斎藤委員 具体的な期間が定められていないと、見直しが先延ばしにされる可能性があると思うので、期間の定めはあった方が良く考える。5年が良いのかといえば、長い気もするが、期間の定めは盛り込んだ方が良く思う。

古谷委員 3年後に検討すると規定した裁判員法と比較すると、本条例は制定前から問題点が指摘されているものではなく、そこまで見直しを急ぐものではないと思う。5年を目途とするのは妥当だと思う。

石塚委員 必要に応じて適宜見直しをするのは当然のことである。期間を定めて検討することを規定している条例は本市には無いはずだ。他の条例との均衡を考慮し、年数を定めて検討するという規定を設けることの適切性を検討してほしい。

池村会長 見直しは重要だが、他の条例との関係を考えれば、具体的な年数までは規定しない方がつじつまが合うのではないかという指摘だ。様々な意見が出たが、制度の運用状況を見た上で、再度検討する必要があるという点では一致している。再度、事務局にはどのような規定にするか検討してほしい。

池村会長 それでは、次に、議事(4)「その他」について事務局から説明願う。

事務局(澤田石) 今後のスケジュールについて説明させていただく。全ての条例案の検討が終了したので、しあわせづくり秋田市民公聴条例に基づく意見聴取や職員からの意見聴取などの手続を経た上で最終案を作成する。詳しい進め方については、会長と相談しながら検討させていただきたい。

その後、日程調整を行い、第5回検討委員会を開催したい。

池村会長

ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

ないようなので、3「その他」に移る。何かあるか。

池村会長

ないようなので、以上で第4回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会を終了する。